**2018第17回中国西部国際博覧会への参加要件**

１　参加資格

　　以下の全てを満たす企業・団体

○県内に事業所を有していること

○別紙「公益財団法人にいがた産業創造機構が取りまとめて出展する海外見本市等への出展要件」を遵守すること

２　出展ブース数等

○原則1社1ブースですが、申込状況により、１ブースを複数企業で使用する場合もあります。最終ブース数は確保できた時点でご連絡いたします。

○装飾や配置などについては事務局に一任願います。

３　参加形態及び条件

(1)中国等への輸出入商談案件（製品・商品等のサンプル展示）

○現地に自社（団体）の社員（職員）を派遣すること、あるいは、関係企業に商談を委託できること。

○出展品等における恒常的な取引を目的とすること。

○その場限りの販売等が目的でないこと。

(2)企業・団体のＰＲ（パンフレット・カタログ・その他広報資料等の配布）

○自社の社員（職員）派遣や関係企業への商談委託が不可能な場合には、事務局で資料等を配布することは可能ですが、商品説明等はいたしません。

４　経費負担について

(1)　機構（NICO）側が負担する経費

①　出展ブース料

②　展示用什器レンタル料（標準的なものに限る。予算の範囲内で負担）

③　会場での説明・商談の通訳費用（日常会話程度通訳、現地学生等を配置予定）

④　海外ビジネスコーディネーターによるアドバイス支援

(2)　参加企業・団体側が負担する経費

①　出展品

② 出展品輸送経費

③ 関税・増値税、その他通関等に係る一切の諸経費

④ 自社（団体）社員（職員）の旅費や関係企業への委託料

⑤ 自社（団体）が独自に手配・発注した物品等の費用（通訳、備品等のレンタル料等）

５　展示品の事後処理

　展示品は現地処理（廃棄処分）を原則とします。

やむを得ず展示品を還送される場合には、現地での手続き業務を支援しますが、還送経費、手続きは出展者の負担と責任において行っていただきます。